

平成30年度 第4回臨時総会 議事録

開催日時	平成30年10月5日(金) 午後2時00分～午後3時00分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階 人事課会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 以上18名
欠席委員	矢野 強 以上1名
事務局	長岡事務局長 岩崎次長 堀内係長 長澤主任 藤田主任 廣末主事 以上6名
議 題	議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

開 会	大野哲会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時00分)
議事録署名委員	議長が、久保田彦昭委員、中島正根委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出についてです。</p> <p>議案説明の前に、作成経過について、農業振興施策検討委員会の池澤副委員長より説明願います。</p>
池澤委員	<p>本日は、矢野委員長が欠席されていますので、代わって副委員長の私の方から、意見書案の作成の経過についてご説明させていただきます。</p> <p>・高知市農業施策等に関する意見書の草案は、会長の指名によって農業振興施策検討委員会が設置されました7月6日以降、計4回の施策検討委員会を開催して、取りまとめしております。またその間、計2回の運営委員会で意見書に関して協議を行い、委員長と副委員長の私もこの会に出席させていただいております。</p> <p>施策検討委員会では、各項目別に検討委員会を班分けしてそれぞれで協議を重ねてもらい、その上で施策検討委員会として取りまとめを行いました。</p> <p>このたび提出しております議案の内容は、事前に施策検討委員会の委員長、副委員長も確認しており、本日の総会で最終的な決定となりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>要望事項の審議については、事務局から5項目程度ずつまとめて、概要説明をしてもらい、その後、ご審議をいただくようにします。</p> <p>それでは、「1農地等の利用の最適化の推進に関する要望」です。(1)から(4)までの、担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望について、事務局より説明願います。</p>
堀内係長	それでは、議案第1号について、順次ご説明いたします。この要望項目の内容は、事前に資料としてお送りしたものをもとに、9月28日開催の運営委員会で協議し、

堀内係長	<p>農地利用最適化推進委員からの意見を加味したうえで、意見書の体裁に整えたものです。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>「1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望」の内、担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望として4項目をあげ、(1)「人・農地プラン」への取組強化では、若い農業者の参加を促し農地保全への関心を高め、力強い農業を実現させること、(2)農地中間管理事業の推進では、機構の積極的な対応を求めながら、稲作以外の農地や中山間地域への支援による借り手への結び付け推進、(3)耕作道整備等による優良農地確保のための支援では、原材料支給や補助金制度見直しによる耕作道整備や農道整備に対する支援、2ページに入りまして、(4)多面的機能支払交付金制度の導入支援では、農業者が不慣れな事務処理等への支援による制度活用促進などを要望しています。</p> <p>一旦説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>— 意見なし —</p>
議長	<p>ないようですので、この件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p> <p>次に、(5)から(6)までの、耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望について、事務局から説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望として2項目をあげ、(5)拡大する有害鳥獣被害に対する防止対策の拡充では、①イノシシの捕獲報償金について2割増の</p>

堀内係長	<p>予算確保、②高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業の予算増額、③高知市鳥獣被害対策協議会と連携した体制づくりと協議会が貸し出す捕獲檻の効率的利用の3点を、3ページに入りまして、(6)竹林被害対策を担当する部署の設置では、担当部署の明確化と産学官連携による竹林被害対策の実施などを要望しています。</p> <p>一旦説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>— 意見なし —</p>
議長	<p>ないようですので、この件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、(7)から(10)までの、新規参入の促進に関する要望について、事務局から説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>新規参入の促進に関する要望として4項目をあげ、(7)新規就農者等に提供する中古ハウスの確保と仕組みづくりとして、①中古ハウスを確保・維持するための所有者に対する補助制度の創設、②中古ハウス確保のために高知市農林水産部に事務局を置く組織の設置の2点を、(8)農業次世代人材投資事業を補完する市単独の給付金制度の創設では、親元就農など事業の対象とならない後継者に対する給付金制度の創設、4ページに入りまして、(9)認定農業者が受けるメリットの拡充では、認定農業者を増やすために農業者自身が享受できる新たなメリットの実現、(10)中山間地域の農業経営を持続させるための取組では、集落営農組織の育成、収益を上げることができる営農類型の普及、耕作道整備などの支援などを要望しています。</p> <p>一旦説明は以上です。</p>

議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、この件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 次に、「2 高知市の農業発展に関する要望」についてです。まず、(1) から (5) まで、事務局より説明願います。
堀内係長	議案書 5 ページをご覧ください。 「2 高知市の農業発展に関する要望」として 10 項目を挙げていますが、まず (1) から (5) までをご説明いたします。(1) 市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の導入では、市街化区域内農地の保全と所有者の負担軽減のための生産緑地制度の周知と早期導入、(2) 農業用タンク津波対策事業補助金制度の推進では、南海トラフ地震など災害時の重油流出を防ぐための啓発と事業の拡大、(3) 南海トラフ地震等の災害復旧・復興に備えた地籍調査の実施では、津波浸水予想地域を中心とした地籍調査の早期実施、6 ページに入りまして、(4) 農業 ICT 技術等を活用した農業経営の機械化・施設化の推進では、県と連携した技術導入に向けた研究と支援策の創設、(5) 農業用水の塩水化や水質悪化に備えた予算の確保では、緊急時に対応できる予算確保と体制整備などを要望しています。 一旦説明は以上です。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —

議長	<p>ないようですので、この件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 続きまして、(6) から (10) まで、事務局より説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案書 6 ページをご覧ください。</p> <p>続いて、(6) から (10) までをご説明いたします。(6) 学校給食米の全量高知市産使用、市単独の支援事業創設として、①学校給食における全量高知市産米使用への切り替え、②生産農家に対する市単独の支援事業創設の2点を、7ページに入りまして、(7) 高齢者施設等の市内事業所への高知市産農産物の販路拡大では、取引をマッチングする行政担当者の育成による販路拡大、(8) 春野町仁ノ地区の小松沼排水対策の推進では、排水路確保と排水施設の早期完成、(9) 農業振興地域整備計画の変更手続きの改善では、手続きの期間短縮と受付回数増による手続き改善、(10) 農業委員会活動に対する予算措置では、タブレット端末導入予算の確保などを要望しています。</p> <p>なお、学校給食における高知市産食材流通拡大のための仕組づくりに関する要望につきましては、運営委員会で協議した結果、全量高知市産米使用の早期実現を優先し、項目を絞り込むことで要望を強調するために、今回は意見書にあげないことになりましたので、報告いたします。</p> <p>一旦説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
西本委員	<p>小松沼は地元の方の話では、昔は水田であったものが地震で沈んだと聞いておりますが、「遊水地帯」という表現がどうかと思います。ここは、前はポンプ1基だったが2基になっております。もう一つは、ここを排水のときの遊水池とすることに疑義を感じます。なぜなら今まで他県の水害対策を見ると、嵩上げなどの対策をしていま</p>

西本委員 　す。その対策をしていなかったことにより今の沼地になっています。今は副市長が地権者と埋立て業者をセッティングして水路を確保と、水路についても寸法を書いていない。地権帳があるが、幅も分かりません。幅が分からないと正確な位置も分かりません。今、副市長がそれについて「地元組織を作ってください。」ということをやっているようですが、「遊水地帯」と表現をするのはどうかと思います。前の農業委員の方が言うには、「昔は田んぼで船を使って水路を通っていた。かなり広がった」ということだが、今の表現は「沼地」となっている。ポンプを2台据えたら、容量を排水できるぐらいの能力を持っていると思いますが、埋まったので、ポンプ場の所まで水が届かないことも総合的に判断しなければならないと思います。その地区の歴史や事情も知らないですが、排水ということだけであれば、「遊水地帯」という表現はどうかと思います。昔から遊水地帯と言っているが、昔よりは狭まっているけど、雨が降った場合は池が広くてもどこでも浸かります。満水になった状態を想定しているのか、その背景が分からないと何も言えませんが、「遊水地帯」という表現がどうかと思います。

議　長　　この件につきましては、新聞記事や地元の意見などでご存知かと思います。私も視察のときに聞いたことがあります。小松沼は、遊水池として使うことを地元全体で共有しているのかと聞いたことがあります。それは、多分共有しているという返事がありました。今は業者が埋め立てておりますが、共有しているのに埋め立てが入ったというのが今までの経過であろうと思います。それを地元が遊水池として使うという限定した用途が確定されていなかったことが、今回の問題が起こった原因だと考えており、いわゆる論争が我々農業委員会の手には負えるような内容でないというのが現在の思いでございます。運営委員会でも、そういった話をさせていただいて、遊水池ではなく排水路の早期完成、まだ用地買収は済んでいないということですが、設計はできておりますので、設計と工事を早くするのが農業委員会として妥当な要望ではないかということで、このような案にしております。そこで、小松沼の排水対策という意味でいうと表現としてはおかしい部分もあると思いますので、小松沼自体の排水対策ではなく、「春野町仁ノ地区の小松沼近辺」というのが西本委員の意見も踏まえて適当な表現ではないかと私は思います。西本委員、どうでしょうか。

西本委員	<p>埋め立てた当時、地元の農業委員がその場所を見にいくと川だった所も半分以上埋まっておりました。これは行政の責任でもあると思いますし、水路の幅が分かっていないのも大きな原因であると思います。しかし、排水対策ということで、ポンプを新しく2台も据えたら、池自体は水がはけると思います。しかし、そこを通過して上の方の仁ノ地区の排水が十分入っていない。池にある容量はポンプアップできる設計になっていると思います。要は上方をいくら整備しても、池の所の計画は良くない。前のときは仁ノ地区のハウスの方の水路整備をして、最後に沼をするという計画だと判断しました。通常考えたら、ポンプ場を先にやったから、そこに流れ込む水は全て吐き出してしまう。ただ、そもそもその容量がポンプでできる量であったら水路を開けないといけない。大野会長が言うように、「沼」という表現にすると地元の方も抵抗があると思います。地元の方が特に問題がないなら私は何も言いませんが、「沼」という表現にすると関係者は分かっていると思いますが、全部土砂も除けないといけないというように私は思いました。</p>
議長	<p>地目は田で現況は池沼です。これを地元の方は遊水池と思っていたというのが今日まで続いてきた考え方です。土地改良区が昭和29年にできて、復田事業などができるようになりましたが、その当時意欲があれば沈んだ所を田に戻すという話があってもよかったのではないかと私は思いますが、できていなかったということで、さまざまな事情もあったと思いますが、それを今さら言ってもいけませんし、それを地元や行政の責任という話を農業委員会がすると大変なことになってきますので、小松沼自体に拘らず、その周辺に作る導水路や排水路の早期完成をしていただいて、その上で小松沼の境界確定もできればしていただいて、地元対策をしていくというのが筋ではないかと運営委員会で納得をしていただいたところでございます。</p>
西本委員	<p>地元の方がこの表現でいいなら構いませんが、一つだけ私は残念に思います。最近では震災地のようなになったら復興ということで、嵩上げなどの対策をされていますが、当時は時代が時代で、そこまで取り組んでいなかった経過があるようですが、遊水地帯といっても満水になったら冠水するのは同じではないかと思えます。今の沼に水が入ってくる構造になっているから、ポンプを2台据えているからはけるとは思いますが、大野会長が言われるように、今の実施計画を具体的にやっていただきたいと思</p>

西本委員	ます。用地買収も済んでいないなら、水路というだけでなく、大雨が降ったときにポンプ排水ができる工事を施行していただきたいと思います。
議 長	ここに書いているのは、そういうことです。小松沼経由ではなく、排水路を整備しながら、土手の向こうの排水機のある所の遊水する場所へ導水路から流すことを急ぐという内容です。「小松沼の排水対策」という表現で構わないでしょうか。
西本委員	沼というと、水が流れ込む所なので、上から持っていけるということは排水対策ができています。沼は沼としてポンプアップして、昔は田んぼで作っていた所も嵩上げなどをして対策をするようになった中で、「沼」という表現で全体を覆い被せるようなことはどうかと思いますが、皆さんが理解をしていれば私は何も言いません。
議 長	春野の方から、この表現で特に問題ないということですので、今回はこの表現でいきたいと思いますが、他にご意見がないようでしたら、文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、難しいところではございますが、今回はこの表現でいきたいと思います。
西本委員	農業振興地域整備計画の変更については、度々発言させていただいておりますが、計画が承認された後でないと受付ができないという手続きになっているので、いくら急いでも駄目だと。鏡の方で承認された案件で、墓地もできて納骨も済ましているらしい。地元の者が見に行ったら、「何をしに来たか。仏様も入っているので、駄目と言われたら骨を出せということになる」と。これは手続きの浪費だと思いますので、同時に遅滞なく進むようお願いをしたいと思います。整備計画の変更は墓地を作る時などに出てきて、建物を建てる場合は都市計画法が関係してきますが、同時進行で行政はできると思います。視察に行った所では年に数回やっていると、他県ではそのように

西本委員	<p>取り組んでいるということですし、手続きを自分でやる人は少なく、行政書士に頼んでやっていただいた後のことが野放しになっておりますので、現在の局長は農林水産部の出身ですので、スムーズにできるようにお願いしたいです。</p>
長岡事務局長	<p>ご指摘のあった件について、お答えさせていただきます。本日の会で皆さんに審議をしていただきますが、農振・農用地に入っていて規制が掛かったままでは転用はできないということになっておりますので、農振・農用地の規制を解いていただいたうえで皆さんに審議していただきます。同じ案件を農林水産部と農業委員会の2回に渡ってやらなければならないことは大前提でございます。ただ、西本委員が言われたように、手続きはできるだけ早くしなければいけません。申請者の方も限られた時間の中でやらないといけないし、現状が不適正な部分については早く適正なものにするということが必要ですので、農林水産部とは連携を取りながら遅れることなくスムーズな手続きになるよう、今後、努力して参りたいと思います。</p>
議長	<p>先程、承認をいただいた、春野町仁ノ地区の小松沼排水対策の推進について、西本委員から、「小松沼の遊水池」ということを強調し過ぎていないかということですが、先程、事務局からも話がありましたが、小松沼という言葉を除けて「春野町仁ノ地区の排水対策の推進」としたらどうかという意見が出ておりますが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>— 意見なし —</p>
議長	<p>(8)につきましては、先程の意見を踏まえまして、小松沼という言葉を除けた内容に決定したいと思います。(9)につきましては、農林水産部と農業委員会が手続きをスムーズにできるよう、解決していきたいと思います。再度、お諮りをいたします。(8)につきましては、先程の意見を踏まえて、「春野町仁ノ地区の排水対策の推進」に修正をして決定をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、「3 国・県への要望」についてです。(1) から (4) まで全部を事務局より説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案書 8 ページをご覧ください。</p> <p>「3 国・県への要望」として 4 項目をあげており、(1) 食料自給力向上のための施策の拡充では、食料自給力指数の向上につながる具体的な施策の実施、(2) 農業者年金における保険料補助の拡大では、後継者の配偶者への保険料補助拡大、(3) 春野地域における新川川流域の治水対策の早期完成では、①新川川の護岸整備、芳原川及び北山川の浚渫工事の早期実現、②遅能の底井流の改修工事の早期完成の 2 点を、9 ページに入りまして、(4) 農業次世代人材投資事業の制度見直しでは、親元就農者への適用拡大などを要望しています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>
議 長	<p>ないようですので、この件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>— 異議なし —</p>
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p>
中島(正)委員	<p>(8) ですが、「小松沼は遊水池として十分機能していないため」の部分を除けて、「春野町仁ノ地区の農地への冠水被害を防ぐためにも」という表現がいいと思います。</p>
西本委員	<p>「十分機能していないため」という部分を除けたらどうかということですね。</p>
議 長	<p>「春野町仁ノ地区の農地への冠水被害を防ぐため」と修正したいと思います。</p>

議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、次に事務局より事務連絡があります。
藤田主任	<p>お手元に「資料1 意見書前文(案)」をお配りしています。内容をご確認いただき、ご意見・ご質問等がございましたら、10月11日(木曜日)午前中までに事務局までご連絡をお願いいたします。12日開催予定の運営委員会で最終確認をする予定です。</p> <p>次に、9月20日の施策検討委員会でお伝えさせていただきましたように、10月24日(水曜日)の意見書提出の当日、要望項目の読み上げ後に、さらに追加の説明を希望される委員さんがおいででしたら、どのような内容を説明されたいかを、10月9日(火曜日)までに事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>続きまして、お手元の「平成30年度意見の提出に向けてのスケジュール(予定)」をご覧ください。</p> <p>本日で8番までが終了いたします。9番の10月12日(金曜日)開催予定の運営委員会においては、意見書、意見書前文の確認及び校正、意見書提出当日の次第・進手順・要望事項・追加説明等について協議を行います。</p> <p>10番の10月24日(水曜日)の意見書提出の当日は、城西館にて、意見書の提出の終了後、意見交換会も行います。意見書提出及び意見交換会の開催案内は農業委員さん、推進委員さんの全員に後日お送りしますので、ご出席と運営へのご協力をよろしくをお願いいたします。</p>
西本委員	<p>(9) 農業振興地域整備計画の変更手続きについてですが、「農業委員会と協調しながら」という言葉を入れるといいと思います。行政の方は手続きどおりにやらないといけませんので、計画が承認された後でないと受付ができないというのは当たり前のことですが、そのような言葉を入れるとスムーズにいくと思いますので、よろしくをお願いします。</p>

岩崎次長	<p>先程の件につきましては、手続きは全て法に規定されており、「農業委員会等との連携を図りながら事務処理の迅速化を図りなさい」というのは、国からの通知にもありますので、あえて書いておりません。実際、それを遵守しなければならない行政の立場もありますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
長岡事務局長	<p>農業委員会だけの連携ではなくて、今回については先程おっしゃったように、住宅を建てる場合の都市計画法の関係など、他の部署との連携を取りながら進めないと農業委員会だけの連携ではうまく進まないこともあります。</p>
西本委員	<p>「この件に関しては協議中」など書いているものがありますが、そこが上手くいっていないから、このような問題が起きていると思います。特に現地確認は長期間を要するので、上手くいくようお願いしたいです。</p>
議 長	<p>西本委員からご意見がありました。年2回の受付の回数を少しでも増やして迅速化をするという内容になっております。先程、事務局からの回答にもありましたが、しっかりとやるべきことはやって、他の部署と連携を取りながらやっていくとなっておりますので、ご了解をいただきたいと思います。</p> <p>以上で、議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出についての審議と報告が終わりました。</p> <p>なお、先程ご審議いただきました意見書については、10月24日開催の市長への意見の提出に間に合うように印刷することになりますが、その原稿の最終校正にあたっては、10月12日開催予定の運営委員会で最終確認をすることを考えております。その際に文書の言い回しなどの軽微な変更をする場合があるかも知れませんが、そのことについて、ご了承をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>
議 長	<p>なければ、続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明願います。</p>

長澤主任	<p>それでは、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>今回1件の適格者証明願が提出されています。</p> <p>議案書1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成30年2月に亡くなられたことにより、潮江の計4筆、1,620.07平方メートルの農地等を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち3番の土地には倉庫部分、4番の土地には宅地部分があり、それらの面積を除外しての申請となっております。</p> <p>この案件につきまして、地元の推進委員さんが申請者のため、中央地区の田内推進委員さんと現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認いたしました。申請人に適格者証明書を交付したいと思いますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件は、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてご説明いたします。</p> <p>相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過するのに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から3件の照会がありました。</p>

長澤主任	<p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、被相続人が平成10年8月に亡くなられたことにより、相続人が潮江の計2筆、3,313.00平方メートルの農地等を相続したものです。</p> <p>次に、議案書2ページをご覧ください。</p> <p>案件2は、被相続人が平成10年5月に亡くなられたことにより、相続人が朝倉の計2筆、538.00平方メートルの農地等を相続したものです。</p> <p>次に、議案書3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>案件3は、被相続人が平成10年9月に亡くなられたことにより、相続人が介良の計31筆、5,662.48平方メートルの農地等を相続したものです。この内5番、7番及び8番は地積訂正及び分筆登記を行ったため、申告時から面積が異なっております。</p> <p>以上3件です。これらの案件につきまして、地元の委員さんと現地調査を行い、いずれも農地として使用されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等、利用状況などの詳細については、議案書に記載のとおりです。税務署へこの内容で報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。</p>
堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —

堀内係長	— 青年等就農計画の認定について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	なければ、続きまして、平成 29 年度農業委員会費の決算について、事務局より報告願います。
岩崎次長	— 平成 29 年度農業委員会費の決算について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	他に事務局から、連絡事項はありませんか。
	— 連絡事項なし —
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後 3 時 00 分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月20日

議長 大野 哲

議事録署名委員 久保田 彦昭

議事録署名委員 中野 正根

議事録作成者 廣末 翔太